

由利本荘市地域クラブ運営費補助金交付要綱

令和8年3月27日

(目的)

第1条 この要綱は、由利本荘市が承認する地域クラブ運営費の一部を補助することにより、将来にわたって子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、由利本荘市が承認した地域クラブとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、由利本荘市が承認した地域クラブ活動に係る事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、地域クラブ活動に必要な指導者謝礼、人件費、旅費交通費、消耗品費、会場費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、賃借料、備品購入費、保険料、大会参加費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付額は、各年度の予算の範囲内において次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 定額 35,000円

(2) 加算分 当該年度の4月30日現在において地域クラブに在籍する市内在住の中学生1人につき1,000円

(補助金の申請)

第6条 補助金の申請は、地域クラブが第2条に規定する承認を受けた翌年度から行うことができる。

(補助金の申請等の手続)

第7条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業の期間)

第8条 補助事業の期間は、令和13年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。